

私たちのまちからつくる きれいな地球

— 守ろう環境 変えよう行動 —



国分寺市 環境配慮指針

目次

環境配慮指針とは 市民・事業者・市の役割 1 環境基本計画	1
市民の取り組み	2
事業者の取り組み	10
市の取り組み	14

環境配慮指針とは...

環境配慮指針は、環境基本計画を有効なものにするため、市民・事業者・市が環境に配慮をして行動できるように基本的な姿勢や考え方の“めやす”を示したものです。

それぞれの立場で“できることから”実行し、継続していきましょう。一人ひとりの行動は小さく見えるかも知れませんが、みんなが継続して実行することが、環境問題を克服していく第一歩となるのです。

そのためにはまず、私たち一人ひとりが環境問題について関心を持ち、学び、正しく理解して行動することが大切です。また、市民・事業者・市が連携・協働することで、より有効なものとなります。

市民：環境基本計画及び環境配慮指針では市民活動団体・自治会などを含まます。

市民・事業者・市の役割

環境に配慮した行動を実行していくためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たして行くことが必要です。

市：環境配慮指針では、市が事務事業を行う場合には事業者の取り組みも適用します。

市民の役割	事業者の役割	市の役割
<p>市民は自らの日常生活が環境に影響を与える立場であることを認識し、環境の保全・回復・創造について関心を持つとともに、必要な知識を持つように努めます。</p> <p>また、日常生活によって環境を損なうことがないよう、主体的に取り組めます。</p>	<p>事業者は自らの事業活動が環境に影響を与える立場であることを認識し、事業活動によって公害が生じないよう、環境の保全・回復・創造のため必要な措置を講じます。</p> <p>また、廃棄物の減量や省資源・省エネのために必要な措置を講じます。</p>	<p>市は環境の保全・回復・創造を進めるため、基本的・総合的な施策を策定し、実施します。その際、市民・事業者の意見を反映できるように必要な措置を講じます。</p> <p>また、自らの行政活動が環境に影響を与える立場であることを認識し、行政活動による環境負荷を低減するよう努めます。</p>

環境基本計画

環境基本計画は、将来にわたって自然を損なわずに、市民が健康で恵み豊かな環境を享受し、これを将来世代へ継承するために、「環境負荷の少ない持続可能な社会」を構築することを目的に平成16年3月に策定されました。環境基本計画は環境の保全・回復・創造についての目標と施策の方向を定めるものです。